

産後ケア事業について

東京都医師会・理事

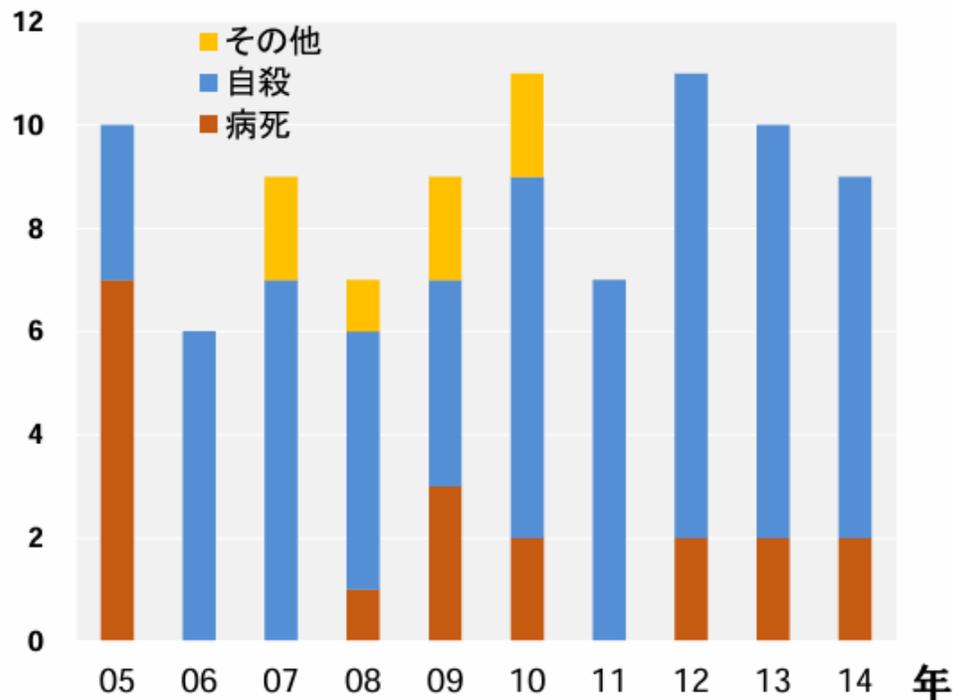
落合 和彦

東京都監察医務院における妊産婦の自殺数の年次推移（10年間）

妊産婦(産後1年まで)の異状死89例中63例が自殺

2005～2014年の10年間
東京都23区の妊産婦の突然死の実態調査

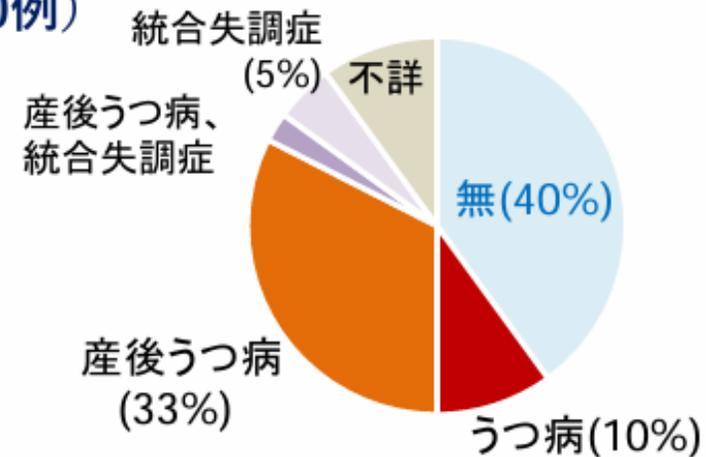
妊産婦死亡の事例数



調査：東京都監察医務院：引地和歌子、福永龍繁
順天堂大学産婦人科：竹田 省

2005～2014年の10年間に東京23区で発生した妊産婦異状死の調査で、妊娠中23例、産後1年未満40例の合計63例の自殺が確認された。

産後(40例)



日本産婦人科医会

産後ケア事業整備の流れ

母体のメンタル
支援の必要性

2014(H26)	妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として29市町村で開始	妊産婦の自殺の顕在化
2015(H27)	妊娠・出産包括支援事業として本格実施	
2017.8.(H29)	「産後ケア事業ガイドライン」	妊娠・出産・子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で様々な関係機関や人が支援し、孤立を防ぐことが重要である。
2019.12.6. (R1)	母子保健法の一部を改正する法律公布(産後ケア事業の法定化) 「産後ケア事業を母子保健上に位置づけ、事業の実施を自治体の努力義務とする」	
2020.5. (R2)	第4次少子化社会対策大綱 「令和7年3月(令和6年度末)までに全国展開を目指す」	母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが重要な政策課題。母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的としたもの。
2020.8. (R2)	「産後ケア事業ガイドライン」改訂	
2021.4. (R3)	母子保健法の一部を改正する法律(産後ケア法)施行	
2022.1. (R4)	「子育て支援に関する 行政評価・監視」の結果に基づく勧告(総務省)	

R 7 年度
(予定)

- ・「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入
(補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2)
- ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設(概算要求)

こどもまんなか
こども家庭庁 産後ケア事業について

産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

事業主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
※都道府県負担の導入（R6以前は、国 1 / 2、市町村 1 / 2）
- ◆ 補助単価案（最大）

(1) デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,788,000円
(2) 宿泊型	1施設あたり月額	2,605,700円
(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）	1回あたり	2,500円
(4) 24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,943,600円
(5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～）	1人あたり日額	7,000円
(6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】	1施設あたり月額	174,200円
(7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】	1施設あたり月額	244,600円

事業の実績

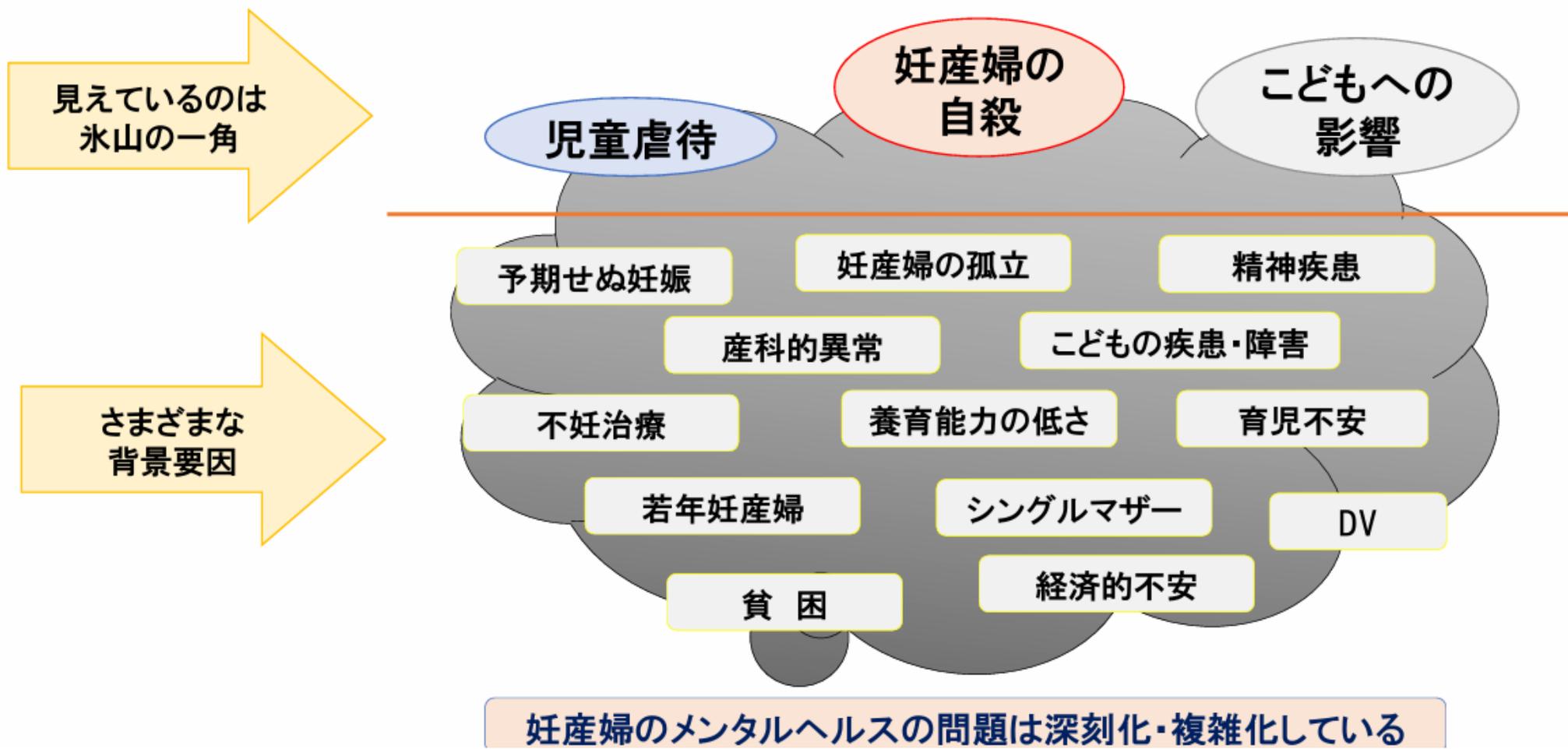


令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

妊産婦のメンタルヘルスケアと自殺予防のために

妊産婦のこころの安定にさまざまな要因が影響しており、総合的なケア・サポートが必要である



Q&A

Q 出産する場所を選ぶ ポイントがありますか？

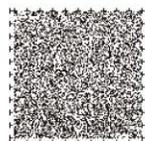
A 通いやすさや費用、出産方法、産後ケア、などがあります。どれを重視するかはそれぞれですが、自分に合った場所を選択することが重要です。
また、厚生労働省が運営する「出産ナビ」では、地域やサービスの条件を設定して、出産を取り扱う病院、クリニック、助産所を検索でき、それぞれの施設の詳しい情報（助産ケア、サービス、費用など）も確認できます。

あなたにあった
厚生労働省
出産施設を「**出産ナビ**」
探せるサイト



Q 産後ケアとはどのような 内容ですか？

A 産後1年以内の母親や赤ちゃん、そのご家族を対象に、産後も安心して子育てができるよう、健康状態の確認、心身のケア、沐浴の練習、授乳のアドバイス、乳房ケア、育児相談などを行います。また赤ちゃんの入院が長びく時など、母親だけが利用可能な場合があります（ケアの内容は自治体や施設によって異なります。）。



産後・育児

産後ケア事業

産後ケア事業とは、産後1年以内の母親や赤ちゃん、そのご家族を対象に、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行うことです。自治体の産後ケア事業として、以下のサービスを利用できます。

居宅訪問（アウトリーチ）型

- 助産師等がご家庭を訪問し、母親や赤ちゃんの健康状態のチェック、心身のケア、沐浴の練習、授乳のアドバイス、乳房ケア、育児相談などが受けられます。
- きょうだい児がいて出かけることが大変な場合や生活しているご家庭で沐浴を練習したい場合も利用できます。



短期入所（ショートステイ）型

- 医療機関や助産所等に宿泊して、母親や赤ちゃんの健康状態のチェック、心身のケア、授乳のアドバイス、乳房ケア、育児相談に加えて、沐浴の練習や、母体の疲労回復のケアなどを受けられます。



通所（デイサービス）型（個別・集団）

- 医療機関や助産所等で日帰りで受けられるサービスです。母親や赤ちゃんの健康状態のチェック、心身のケア、授乳のアドバイス、乳房ケア、育児相談などが受けられます。
- 母親同士の交流もできます。



- 自治体ごとに様々な支援体制
- 産科医療機関でも施設/人材を利用した支援
- ホテル・リゾート施設などの施設を利用した支援

編集・発行 東京都福祉局子供・子育て支援部
家庭支援課母子医療助成担当

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/ninsanpu.html>

産後ケアで受けられる支援



身体の休息や睡眠時間の確保
栄養バランスの取れた食事の提供



生活のアドバイス

授乳のためのサポート
(乳房ケア含む)



気持ちの不調
不安や悩みの相談



育児の相談、サポート
(オムツ交換、沐浴、寝かし方など)



利用者負担金について

- 産後ケア事業は、区市町村が主体となって実施しており、国や都道府県からの補助金で運営費用の一部が賄われています。しかし、全額が公費で賄われるわけではなく、利用者の負担金が設定されていることが一般的です。
- 自治体による助成：多くの自治体では、利用者負担を軽減するための助成制度を設けています。例えば、住民税非課税世帯や生活保護世帯は利用料金が免除されたり、所得に関わらず一部が減免されたりする場合があります。墨田区の例では、宿泊型産後ケアの利用料総額の8割を区が負担し、利用者は残りの2割を負担します。
- 料金の目安：宿泊型（ショートステイ）の場合、自己負担額の目安は1泊10,000円～20,000円程度で、施設によっては20,000円～100,000円と幅があります。デイサービス型では、1回3,000円～5,000円程度の負担が一般的です。
- 利用期間：原則として7日以内とされており、自治体によって利用回数に上限がある場合もあります。